区分	部局	該当課	ページ	委員からの意見	対応及び回答
部局別概要	知事室長	国際課	P2-3	部局別概要の2頁目と3頁目にある国際課所管事業の【拡充】における「外国人住民」との表記は、「外国籍府民」と区別して用いられていると理解していいか。「外国籍住民」とはしないということか?	知事室長G(国際課) 「外国人住民」については、対象は「外国籍府民」と同様であるが、国の施策等では「外国人」の用語が用いられていることに準じているもの
部局別概要/個別事業	知事室長	国際課	P3/P9	いるのではないかと心配をいたします。	知事室長G(国際課) 4月の緊急事態宣言発出前後においては多くの地域日本語教室が一時閉鎖となり、学習支援者の養成研修の実施等でも遅れが生じた。 6月上旬に府が府内の日本語教室等に対して行ったアンケートでは、オンラインでの学習支援を半数近くの教室が試みるなどの状況がわかっており、現在も各教室で新型コロナ対策に対応した授業・研修等の実施方法等の試行錯誤が続いている。また、教室内のミーティングや各機関間での会議等もオンラインで行うことも増えている。
個別事業	知事室長	国際課	P9	「外国籍府民」という言葉と「外国人住民」という言葉が混在しています。京都府は「外国籍府民共生施策懇談会」も設置しているのですから、「外国籍府民」に使用を統一されてはいかがかと思います。	知事室長G(国際課) 「外国人住民」については、対象は「外国籍府民」と同様であるが、国の施策等では「外国人」の用語が用いられていることに準じているもの
部局別概要/個別事業	知事室長	国際課	P1,2/ P5,7,8	外国籍府民への広報、災害情報提供などの言語に、必ずベトナム語とフィリピン語を加えてほしい。 外国籍府民の人口比は1位韓国・朝鮮、2位中国、3位ベトナム、4位フィリピンとなっています。しかし、広報などの言語は英語、中国語、韓国語が中心で、ベトナム語とフィリピン語(タガログ語)は使われたり、使われなかったりです。例えば、外国人のための「防災ガイドブック」には使われていますが、「医療ガイドブック」にはフィリピン語もベトナム語も使われていません。なぜでしょうか。何が壁になっているのでしょうか。	知事室長G(国際課) それぞれの作成時の人口比に合わせ、必要と思われる言語で翻訳しており、最近では 府が行う新型コロナ関連の情報発信においてもベトナム語を加えるなど可能な限り対 応言語が増やせるよう取り組んでいるところ。 また、昨年度開設した京都府外国人住民総合相談窓口において生活における困り事 (在留資格、医療、出産・子育て等)について、ベトナム語、タガログ語を含む20カ国語 で対応していることから、今後府が行う情報発信については、緊急性等も勘案して適切 に取り組んでまいりたい。
部局別概要/個別事業	危機管理部	危機管理 総務課		災害情報の伝達にもっとSNSを活用してほしい。府のホームページはあまり見られていないのが現実ではないでしょうか。	危機管理部(危機管理総務課) 災害発生時には、府のホームページに限らず、マスコミ等へのプレスリリースやSNSの活用として、フェイスブックやツイッターによる情報発信も行っている。今後、SNSによる情報発信の頻度を上げるなど、より早く正確な災害情報の伝達に取り組む。
部局別概要	府民環境部	男女共同 参画課	P12		府民環境部(男女共同参画課) 相談件数等のデータについては集計中であるが増加傾向にはあることから、「新型コロナウイルスへの対応が長期化することにより、DVに関する問い合わせも増加しており、」を挿入。
個別事業	健康福祉部	高齢者支 援課	P90	が出来ない施設も多い」とあります。憂慮すべきことです。研修の体裁によりますが、 講義形式であるならオンラインにするなど、ネットを使ってはどうでしょうか。これに限ら ず、講義や研修のあり方を見直して、もっとネットを活用できないか検討してほしい。そ	研修であるため、国に対して、オンライン開催に適した研修プログラムの変更等につい
部局別概要	商工労働観 光部	産業労働 総務課	P23	平成31年度(令和元年度)の実施状況なので、的外れと思われるが、令和2年度の実施状況の場合は、コロナ問題や「ビジネスと人権に関するわが国の指導原則の国別行動計画(NAP)」を念頭におけば、以下の点で加筆が必要と考える。 部局別23頁の課題認識の最後に、次の一文、「令和2年度に策定される『ビジネスと人権』に関するわが国の行動計画(NAP)を踏まえ、人権の視点に基づく企業行動の周知・啓発が求められる。」を追加する。	

区分	部局	該当課	ページ	委員からの意見	対応及び回答
部局別概要 /個別事業	教育庁	人権教育室	P30/	や「家庭教育アドバイザー」を配置と書かれていますが、これらの支援を受けたいと思ってもなかなか難しい現状があるのではないかと思います。実際には、派遣の必要性の判断や、派遣の決定は、どなたがされるのか、「家庭教育アドバイザー」は3市町3小学校に配置とありますが、どこなのか、どのような基準で定めたのか、教えていただければと思います。 関連して、6月23日に日本語教育の推進に関する基本方針が閣議決定されたとのことです。外国人の子どもの不就学問題や、日本語ができないだけで特別支援学級に入れられていることがある等の問題について、どのような取り組みが検討または実行され	「家庭教育アドバイザー」は、久御山町立佐山小学校、精華町立東光小学校、亀岡市 立曽我部小学校に配置しています。要望のあった市町に配置しており、精華町以外 は、前身である「訪問型家庭教育支援事業」からの継続です。 外国人の子どもの就学に関しては、各市町村職員が家庭訪問等で案内しており、特に
部局別概要 /個別事業	教育庁	人権教育 室	P30/ P108	「人権教育に関する教職員の意識調査」がありますが、結果の報告書はまとまっているのでしょうか。ぜひ見せていただきたいと思います。	教育庁(人権教育室) 4月に結果報告書を発行し、各校に配付するとともに府教委ホームページで公開しています。
部局別概要	危機管理部	危機管理 総務課	P6	部局別概要の6頁の課題認識の「習得させ」⇒「習得させ」に修正。	危機管理部(危機管理総務課) ご指摘のとおり修正します。
部局別概要	府民環境部	人権啓発 推進室		取り組みの方向の最後の「相談体制の充実や教育・啓発」⇒「相談体制の充実や人権 教育・啓発」に修正したらどうか?	(人権啓発推進室) ご指摘のとおり修正します。
部局別概要/個別事業	府民環境部	安心・安全まちづくり推進課	D40 /	新規事業として「再犯防止」を加えたことを評価し、今後の取り組みに期待します。 できれば、啓発にとどまらず、今後は就職環境の整備などにも踏み込んでほしい。	府民環境部(安心・安全まちづくり推進課) 国、市町村、関係の支援団体等とのネットワークを強化しながら、個々の状況に応じた 就労支援に的確につなげてまいります。
全体				イルが少なくなり、参加者本人が人権について何を考えているかの気づきの機会につ	(人権啓発推進室) ご指摘のとおり、研修の形式は講義形式から、ワークショップ形式やフィールドワーク等も取り入れて、各部局とも工夫をこらしてきています。また、各部局様々な人権課題をテーマに取り上げ実施しています。新型コロナウイルス感染症の影響で、今後、研修の形式については、Webを活用するなどして、工夫をしていきます。今回、実施状況の説明方法を変更いたしましたが、引き続き懇話会の進め方については、検討してまいります。